

教職員の勤務状況等調査結果【令和8年3月のまとめ】

令和8年5月 群馬県教育委員会 学校人事課管理係

毎月の勤務状況等調査に御協力いただきありがとうございます。令和8年3月分の勤務状況等調査の集約結果を以下の通り報告いたします。

令和8年3月の状況について

■令和7年3月との比較は、右の表のとおりです。

新年度が始まり、1カ月が経過しました。異動した方や初任の方も新しい環境に慣れてきた頃かと思えます。と同時に、例年4・5・6月は時間外在校等時間が長くなる傾向にあり、みなさんの疲労がたまっていく時期でもあります。

2019年1月の中教審答申には、「教師が疲弊していくのであれば、それは子供のためにならない。」とあります。教職員のみなさんには、ワーク・ライフ・バランスを意識し、ご自身の健康に十分留意して、日々過ごしてほしいと思います。

		45H超	80H超
小学校	令和7年3月	18.4%	2.0%
	令和8年3月	21.5%	2.8%
		3.1pt増	0.8pt増
中学校 (義務教育 学校含む)	令和7年3月	30.0%	3.9%
	令和8年3月	29.7%	3.7%
		0.3pt減	0.2pt減
高等学校 (中等教育 学校含む)	令和7年3月	15.3%	3.3%
	令和8年3月	15.4%	3.1%
		0.1pt増	0.2pt減
特別支援 学校	令和7年3月	4.8%	0.4%
	令和8年3月	5.6%	0.6%
		0.8pt増	0.2pt増

「業務量管理・健康確保措置実施計画」について

学校における働き方改革については、各学校において、これまで会議や行事の見直し、ICTの活用等により取組が進められておりますが、教育職員の長時間勤務が依然として課題となっております。

このため、改正された給特法及び国が示す指針に基づき、「群馬県立学校の教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定しました。本計画は、教育職員の業務負担の軽減と心身の健康の確保を図るとともに、働きがいやワーク・ライフ・バランスの向上を通じて、質の高い教育と働きやすい職場環境の実現を目指すものです。

県立学校におかれましては、本計画の趣旨を踏まえ、学校の実情に配慮しながら、校内での共有を図り、継続的な取組を進めていただきますようお願いいたします。

なお、本計画については、県のホームページにも掲載しています。<https://www.pref.gunma.jp/site/kyouiku/745289.html>

また、市町村立学校につきましては、サービスを監督する教育委員会が策定した計画を御確認いただけますようお願いいたします。未だ策定途中の市町村もあるようですので、策定でき次第ご確認いただければと思います。

群馬県立学校の教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画（概要版）

第1 本計画策定の趣旨等

- 本計画の趣旨
 - ・群馬県教育委員会は給特法及び国指針の改正を踏まえ、教育職員の長時間勤務是正とウェルビーイング向上を目的として「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定しました。
 - ・教育職員の業務負担の軽減と健康確保、働きがいの向上及びワーク・ライフ・バランスの実現を両立させることにより、質の高い教育と働きやすい職場環境の実現を図ります。

○本計画の対象 ・本県の県立学校の教育職員

○本計画の期間 ・令和8年度～令和11年度まで（4年間）

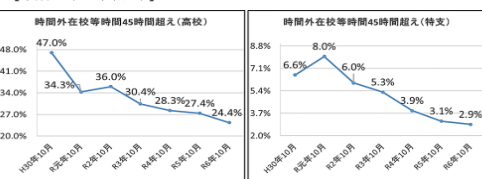
第2 本県の状況

○時間外在校等時間（月別平均時間）【令和6年度平均】

- ・高等学校等・・・29時間42分
- ・特別支援学校・・・15時間18分

○時間外在校等時間45時間超えの教職員の割合推移

【平成30年～令和6年】



〈課題〉時間外在校等時間45時間超えの教職員は減少傾向にあるが、長時間労働により心身の健康リスクを高めるおそれのある教職員がいる。

○時間外在校等時間80時間超えの教職員の割合【令和6年10月】

- ・高等学校等・・・5.1%
- ・特別支援学校・・・0.1%

○ワーク・ライフ・バランスや働きがいに関する状況
「ワーク・ライフ・バランスがとれている」「概ねとれている」と回答した割合 ⇒ **74.4%**
・教職に対する働きがいを「感じている」「概ね感じている」と回答した割合 ⇒ **80.4%** 【令和7年度調査】

第3 本計画の目標

○時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が60時間を超える教育職員の割合 令和11年度までに**ゼロ**にする
- ・1年間における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間 令和8年度以降も、引き続き平均で**30時間程度**を下回るようにする

○ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・「ワーク・ライフ・バランスがとれている」と回答する教育職員の割合 令和11年度までに **80%以上**
- ・「働きがいを感している」と回答する教育職員の割合 令和11年度までに **85%以上**

「ワーク・ライフ・バランスがとれている」「働きがいを感している」教育職員の割合の変化など意識の変化を測る。

第4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し
本計画では、国が示した業務の3分類に基づき業務の整理を行うとともに効率化と負担軽減を推進する。
例) ◆過剰な苦情・不当要求への対応（「3分類」⑤関係）
・県教育委員会は、過剰な苦情や不当な要求への対応について、スクールロイヤーや臨床心理士など、専門的知見を有する専門家による相談体制を構築する。
- 「学校と教師の業務の3分類」以外の措置の推進
本県においては、これまでに取り組んできた学校現場における具体的な措置も継続して推進する。
例) ◆留守番電話の対応・・・勤務時間外の電話対応は、留守番電話および自動対応を推進する。
- 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組
県教育委員会は、教育職員の健康と福祉の両面から支援体制の充実を図る。

第5 実効性の確保

- 県教育委員会における取組(例)
・教育職員の在職等時間の状況を把握し、県教育委員会の公式ホームページにて公表する。
- 県立学校における取組(例)
・教育職員の在職等時間を把握し、前日の退勤時刻から翌日の出勤時刻までに一定時間を確保する。
- 保護者・地域・関係団体との連携(例)
・学校における働き方改革及び本計画の趣旨について、保護者や地域住民等に対して広く周知し、理解と協力を得ながら、働き方改革を進めていく。

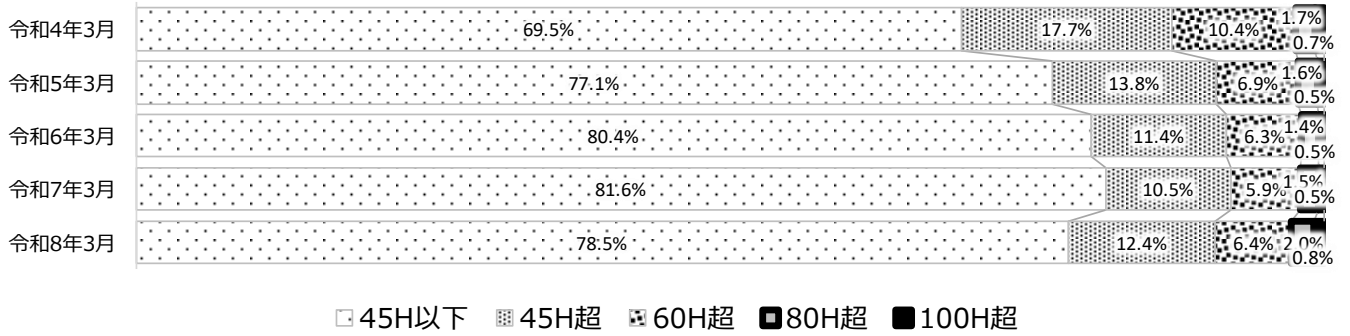
「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表（令和8年度～）

○毎年度、本計画の実施状況を公表するとともに総合教育会議に報告する。

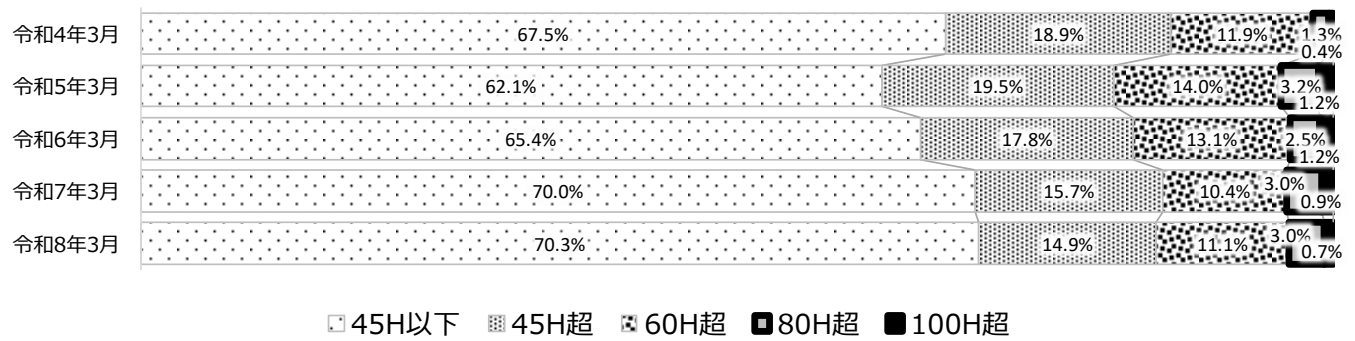
◆文科省による「業務量管理・健康確保措置実施計画」策定状況のフォローアップについて
各市町村教育委員会におかれましては、同計画の策定状況等についてのフォローアップ調査(4/30〆切)への御協力ありがとうございます。今後も、計画の周知等について情報を共有させていただきたいと考えております。よろしくお願いたします。

時間外在校等時間の状況【3月の経年変化】

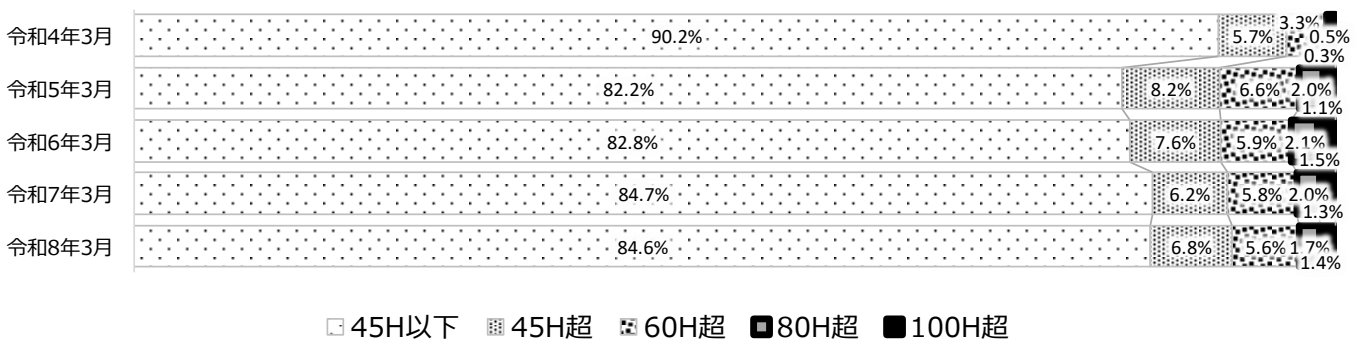
1 小学校の状況



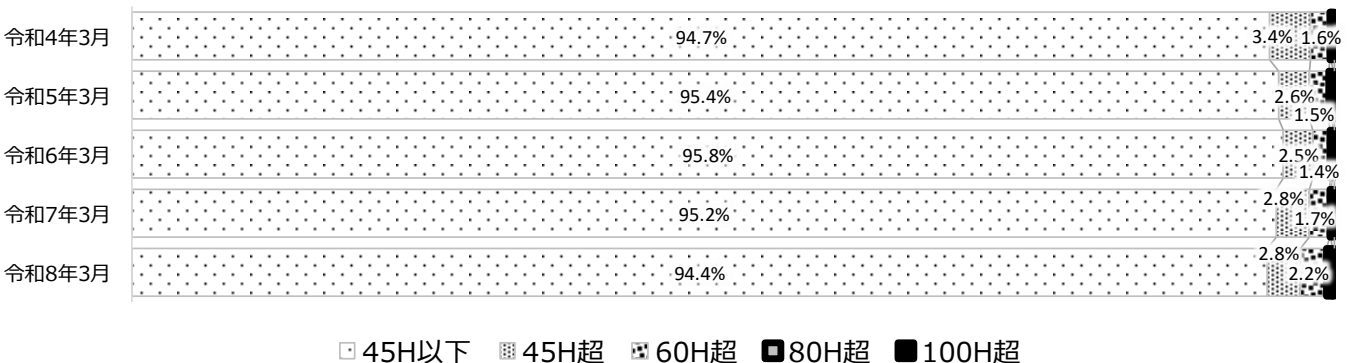
2 中学校の状況（市立の義務教育学校を含む）



3 高等学校の状況（県立・市立の中等教育学校, 市立の高校を含む）



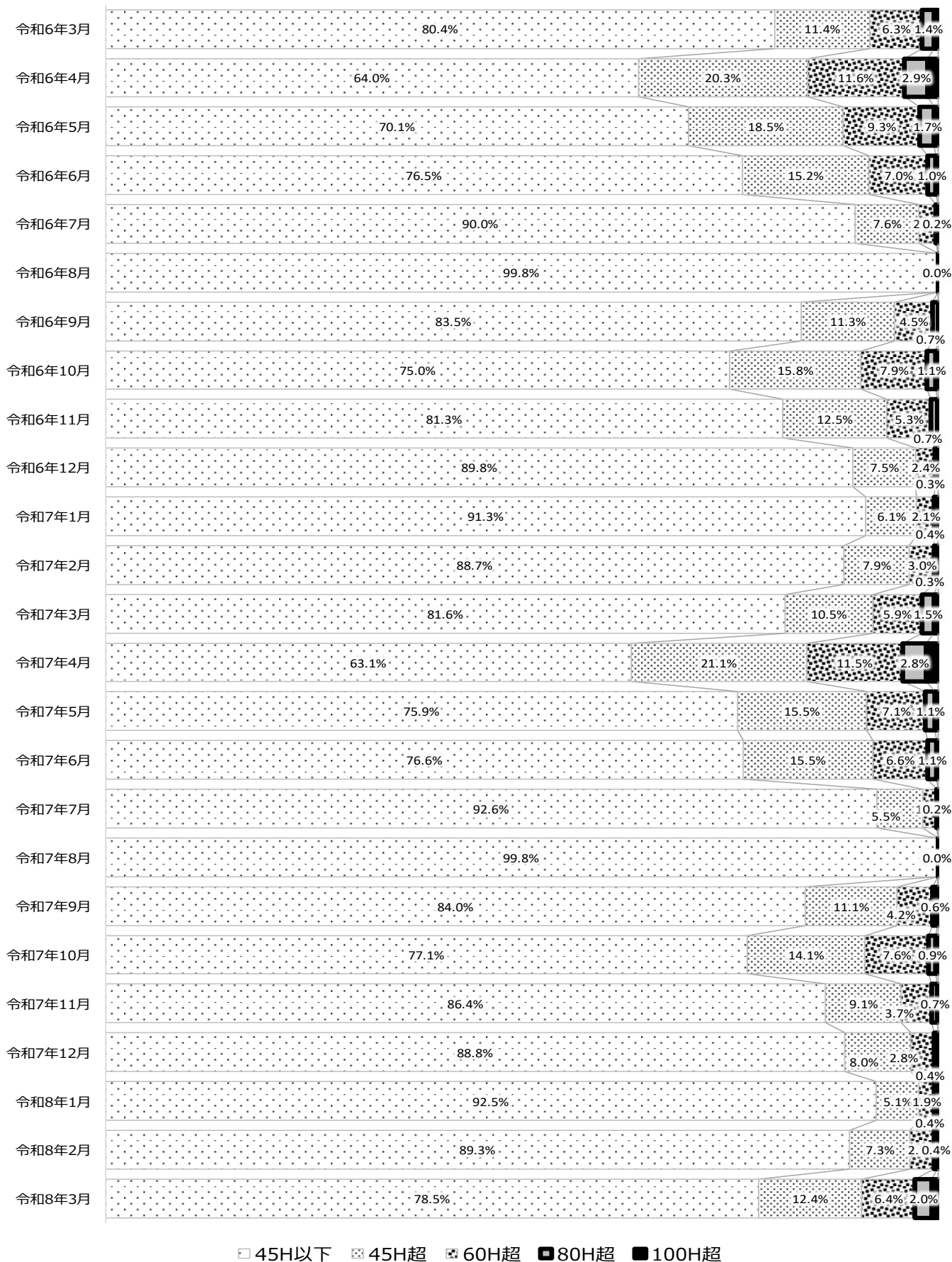
4 特別支援学校の状況（市立の特別支援学校を含む）



時間外在校等時間の状況【令和6年3月～】

[市町村立・県立の全校を対象とした校種別の時間外在校等時間の状況調査]

1 小学校の状況

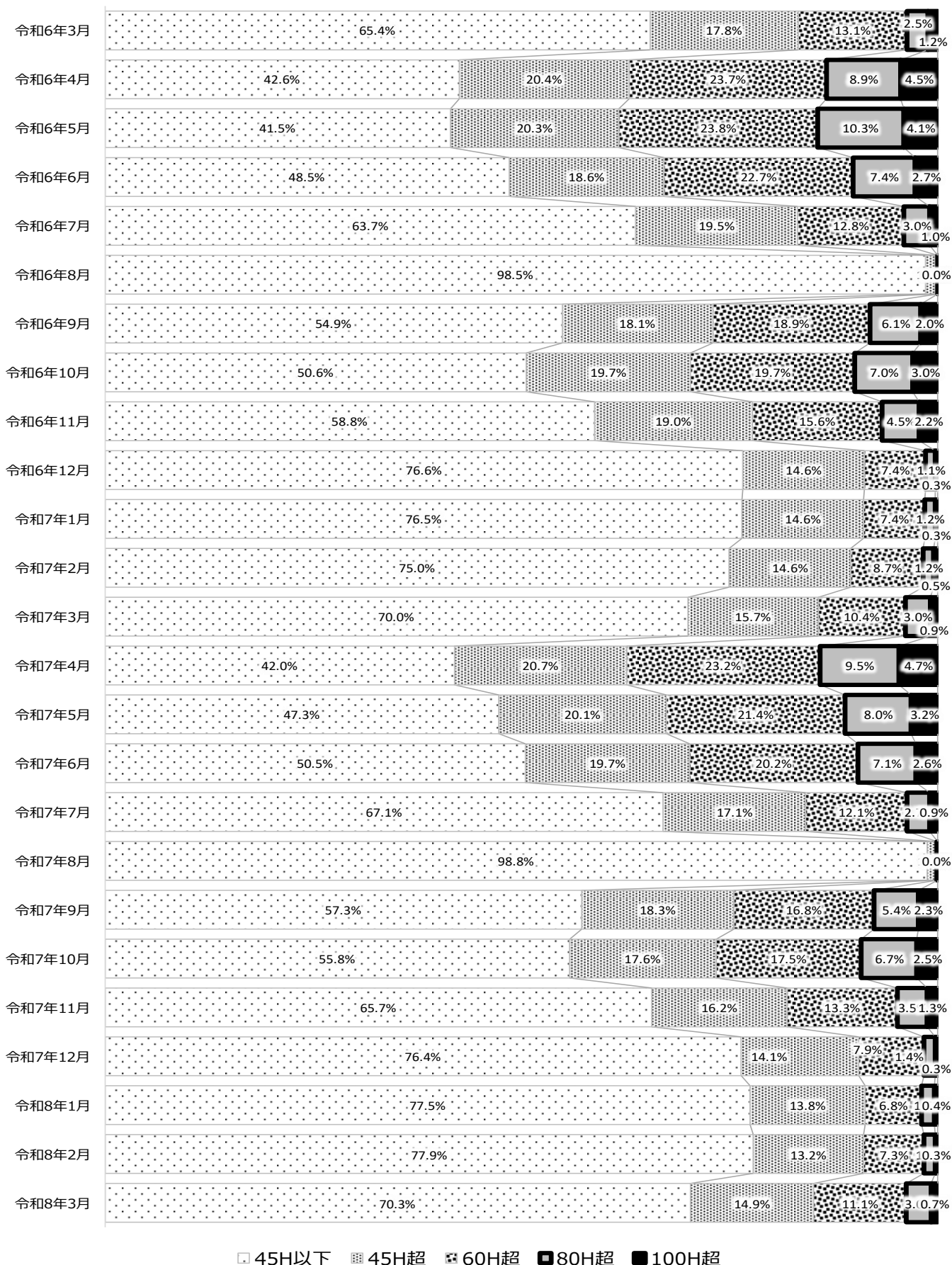


□ 45H以下 ▨ 45H超 ▩ 60H超 ■ 80H超 ■ 100H超

時間外在校等時間の状況【令和6年3月～】

[市町村立・県立の全校を対象とした校種別の時間外在校等時間の状況調査]

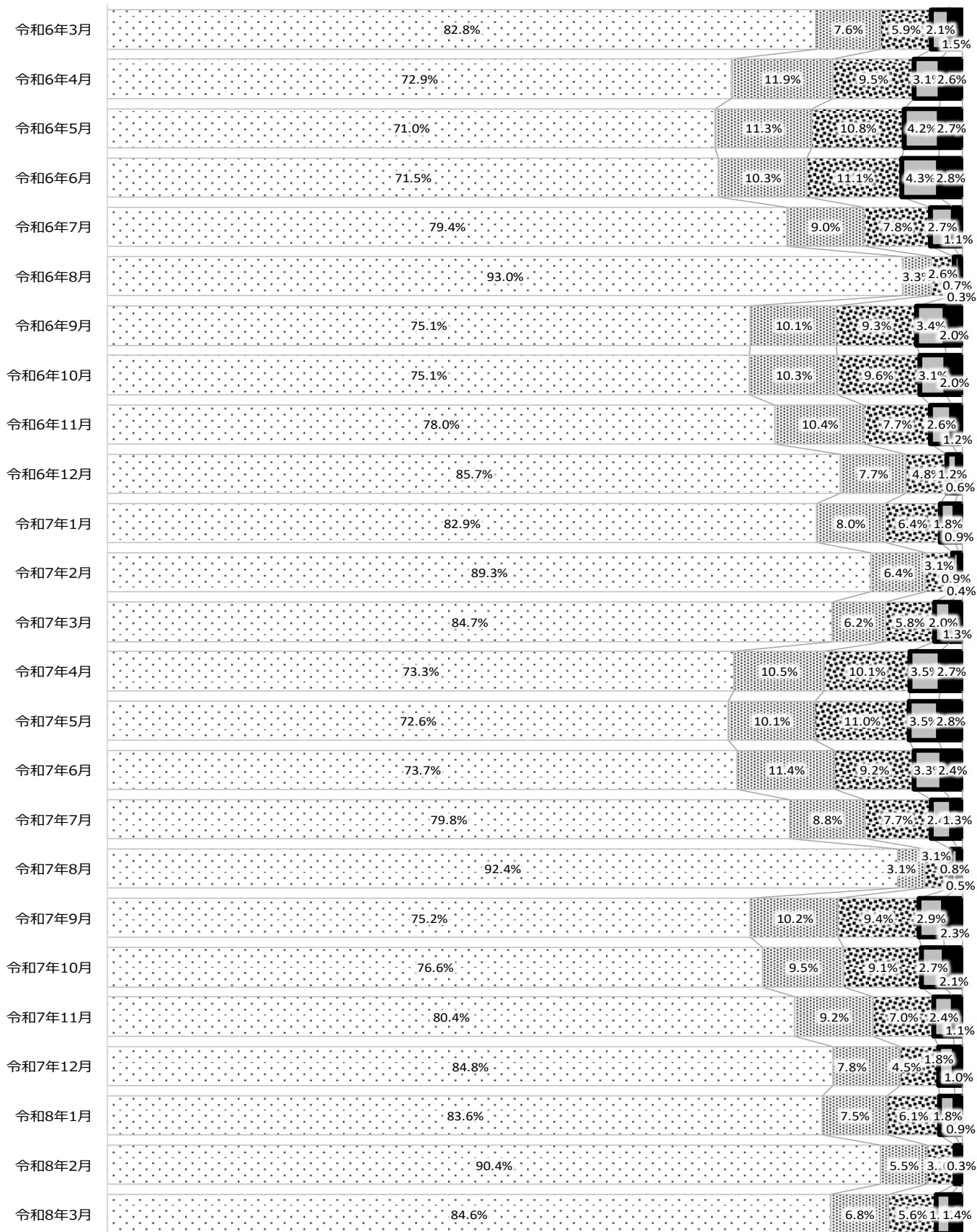
2 中学校の状況（市立の義務教育学校を含む）



時間外在校等時間の状況【令和6年3月～】

[市町村立・県立の全校を対象とした校種別の時間外在校等時間の状況調査]

3 高等学校の状況（県立・市立の中等教育学校含む）



□ 45H以下 ■ 45H超 ■ 60H超 ■ 80H超 ■ 100H超

時間外在校等時間の状況【令和6年3月～】

[市町村立・県立の全校を対象とした校種別の時間外在校等時間の状況調査]

4 特別支援学校の状況（市立の特別支援学校を含む）

